

札幌市中央図書館
1 階アトリウム
カフェ運営事業者公募要領

令和 8 年10月

札幌市中央図書館

令和８年度 札幌市中央図書館 1 階アトリウム
カフェ運営事業者公募要領

〈目次〉

1. 目的
2. 内容
3. 応募資格要件
4. スケジュール
5. 参加手続き等
6. 応募提出書類の取扱い
7. 事業者の選定
8. 質問及び回答
9. その他

〈様式〉

- 様式 1 参加意向申出書
- 様式 2 応募資格要件確認書
- 様式 3 企画提案書

〈別紙〉

- 別紙 営業条件等について

1 目的

札幌市中央図書館1階アトリウム空きスペース（旧元気カフェ跡地）において、飲料や軽食等を提供するカフェ運営を行う事業者を募集します。

本公募は、幅広い世代の市民が気兼ねなく集う魅力ある空間を創出するとともに、民間事業者ならではの独自の企画力や図書館との連携を通じて、当館の読書推進活動や新たな利用者の獲得など、図書館全体の魅力向上に寄与する事業者の選定を目的とします。

2 内容

別紙のとおり

3 応募資格要件

以下の要件を満たす事業者とします。

- (1) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (2) 直近3年間に1年以上継続して飲食物の提供又は製造販売等を営んでいる業務実績があること。
- (3) 札幌市税の滞納がないこと。
- (4) 係争中の問題又は信用に関わる問題等を有しないこと。

4 スケジュール

	期間等	備考
公募期間	令和8年10月14日（水）から	HPにて公募要領等を掲載します。
現地内覧（希望者のみ）	令和8年10月14日（水）から11月12日（木）まで	事前予約を必須とします。事務局へ電話かメールにてご連絡ください。
質問の受付	令和8年10月21日（水）午後5時まで	質問は本公募要領に記載の事務局メールアドレスまでお送りください。質問に対する回答は令和8年10月28日（水）午後5時までにHPへ掲載予定です。
参加意向申出書等提出期限	令和8年10月30日（金）午後5時まで	様式1と様式2を提出してください。
関係書類提出期限	令和8年11月12日（木）午後5時まで	5(2)に記載の様式3ほか資料を提出してください。
一次審査（書類審査）	令和8年11月下旬 ※予定※	結果は11月30日（月）までに全候補者へ通知します。候補者が少数の場合は本審査を省略する場合があります。
二次審査（プレゼンテーションによる審査）	令和8年12月上旬 ※予定※	候補者によるプレゼンテーションを実施します。日時等の詳細（一次審査の結果を含む）は、11月30日（月）までに全候補者へ通知します。 【場所：札幌市中央図書館3階講堂】
結果通知	令和8年12月下旬 ※予定※	各候補者に選定結果を通知します。
候補者との協議、事業者決定、使用許可	令和9年1月以降 ※予定※	候補者と本市で協議を行い、事業者を決定した上で、使用許可の手続きを行います。

		います。なお、事業開始日については、決定した事業者と協議の上で定めます。
--	--	--------------------------------------

5 参加手続き等

(1) 参加意向申出書及び資格審査に係る提出書類の提出等

ア 提出期限

令和8年10月30日(金)午後5時(郵送にあつては必着)

イ 提出書類

①参加意向申出書【様式1】

②応募資格要件確認書【様式2】

ウ 提出場所

〒064-8516 札幌市中央区南22条西13丁目1番1号

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課総務係

(2) 関係書類の提出等

ア 提出期限

令和8年11月12日(木)午後5時まで(郵送にあつては必着)

イ 提出書類

①会社の概要

企業理念、沿革、組織体制、事業概要がわかる資料

②企画提案書

【様式3】を表紙とし、以降も全てA4判(任意様式)とする。本要領「7事業者の選定」の「(3)審査基準」を満たしていること及び提案内容をわかりやすく記載すること。

・提供メニュー例(飲料、軽食、スイーツ等)及び価格一覧(酒類の販売は禁止)

・その他提供サービス

・店舗レイアウト

・企業組織体制

・従業員の構成と時間帯別勤務体制

・開業準備所要日数及び営業開始予定日

・収支計画

・就業規則

・その他の取組等

※メニューはそれぞれ具体例として写真を添付のうえ、アピールポイント等の特徴の記載をお願いします。

③直近2年間の財務諸表(損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表)

④直近2年間の確定申告書(法人税または所得税)の写し

⑤履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)

⑥札幌市納税証明書(指名願用)(市外の事業者である場合には不要)

⑦類似施設などの営業実績についての概略(各店舗の営業年数、席数、食数等)

※⑤及び⑥について、提出日において発行から3か月以内のものとします。

※その他本市が必要と認めた場合、各種帳簿・書類の提出を求めることがあります。

ウ 提出部数

①及び②・・・紙媒体の場合は各6部(電子データのみでの提出も可)

③～⑦・・・各1部(原本での提出)

6 応募提出書類の取扱い

(1) 応募提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(2) 応募書類の提出をもって、本要領に記載された事項を承認したものとみなし、記載漏れの補正等、本市が補正を求めた場合を除き、提出後の書類訂正は認めません。

(3) 提出期限を過ぎた場合、本要領に定める手続等に違反した場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

- (4) 応募提出書類は、審査又は審査に関する報告等を行う以外では使用しません。情報公開の請求などがあった場合には、札幌市情報公開条例により公表する場合があります。
- (5) 応募提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとします。ただし、本市が審査を行う場合又は審査に関する報告(情報公開を含む。)等を行う場合には、無償で利用できるものとします。

7 事業者の選定

(1) 選考方法

候補者選考委員会において、提出された応募書類及び各事業者によるプレゼンテーションに基づく選考審査を実施し、委員個々に評価項目ごとに採点します(候補者が単独の場合であってもプレゼンテーションを実施します。)。なお、各審査における評価は後述の「(3)審査基準」に基づいて行い、一次審査における評価は二次審査の採点に影響しません。

〈一次審査(書類審査)〉

日時：令和8年11月下旬

- ・候補者が少数の場合は省略する場合があります。

〈二次審査(プレゼンテーションによる審査)〉

日時：令和8年12月上旬

場所：札幌市中央区南22条西13丁目1番1号 札幌市中央図書館3階 講堂

- ・候補者あたりの出席人数は3名以内
- ・プレゼンテーションは1者あたり約20分(説明10分、質問10分)
- ・プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づいて行うこととします。
- ・プレゼンテーションの日時等に関する詳細については別途通知いたします。

(2) 参加資格要件

中央図書館の設置目的(市民の学習、生涯教育、憩いの場の提供)を理解し、図書館の文化的・教育的な雰囲気や環境と調和した良質なサービス・店舗デザインを提供できるとともに、独自のコンテンツ力や企画力によって図書館全体の誘客・集客力向上に寄与できる法人又は団体であること。

(3) 審査基準

審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に事業候補者とし、総合得点が同点の企画提案があるときは、委員会で協議の上、選定するものとします。なお、総合得点満点の6割を最低基準と定め、最低基準点に満たない場合は、事業候補者としません。また、提案者が1社であっても、最低基準点を超えたときは、事業候補者として選定します。

審査基準

項目	内容	評価段階	配点 (満点)
企業評価	企業の歴史や事業実績、経営理念において、市有施設(公共空間)の事業者としての信頼性や社会的責任を有しているか。	5段階	×1 (5)
経営状況・運営実績	財務状況(流動比率、自己資本比率等)の安定性及び同種・同規模店舗等の運営経験・実績が十分にあるか。	5段階	×1 (5)
図書館との調和・コンセプト	市民のサードプレイスとして、若い世代も気兼ねなく来館し、市民同士の交流や適度な賑わいが生まれる空間デザイン・雰囲気づくり、また、図書館利用者の読書環境向上に繋がる提案がなされているか。	5段階	×5 (25)
集客力・図書館との連携企画	図書館の抱える課題(新規利用登録者数の獲得、若い世代の来館促進、電子図書の利用促進など)に対し、	5段階	×5 (25)

	読書推進のためのカフェ等の集客力や空間を活かした具体的な貢献策（「ヨムくん」コラボや相互送客キャンペーン、イベント共催、卓上PRなど）が提案されているか。		
メニュー内容・サービス	飲料や軽食等のメニューの魅力・価格設定の適切さとともに、小中学生でも購入しやすい価格帯のメニューを用意するなど、幅広い世代の図書館利用者が快適な時間を過ごせるサービス提供体制になっているか。	5段階	×5 (25)
衛生・安全管理	食品衛生管理、館内での防犯・防災対策、不測の事態（事故・クレーム等）に対する適切なリスク管理・対応体制が整っているか。	5段階	×2 (10)
店舗管理・雇用体制	安定した店舗運営を維持するための人員配置、勤務体制、労働環境及び接客マナー等の教育体制が適切か。	5段階	×1 (5)
独自提案	図書館全体の魅力を高めることにつながる独自のコンテンツや企画力があるか。	5段階	×2 (10)
合計			20～110

(4) 選定結果の通知

審査に関する選定結果については、審査終了後、速やかに候補者全員に電話または文書で通知します。

(5) 事業者の決定

本業務の運営は、上記審査によって選定された候補者1者とします。候補者として選定されたものと速やかに協議を行います。その後、候補者から札幌市公有財産規則に基づく「行政財産の目的外使用許可」の申請を受け、地方自治法第238条の4第2項第4号及び札幌市公有財産規則第15条第1項第1号の規定に基づき、行政財産の目的外使用を許可します。

選考された候補者との協議が不調に終わった場合、選考委員会において次点とされた者と協議する場合があります。また、企画提案に当たっての虚偽の記載及び申告など、不正による失格等があった場合には、次点の選考事業者を繰り上げます。

なお、企画提案の内容がそのまま運営開始時の状態となるのではなく、具体的な運営内容は、候補者選定後に本市との協議を通して決定します。

8 質問及び回答

(1) 質問について

本要領内容に対する質問がある場合は、内容を簡潔にまとめ、下記アの期間内にイの電子メールアドレスまで、電子メール（自由様式）によりお問合せください。

ア 質問受付期間

令和8年10月21日（水）午後5時受信分まで

イ 質問提出先

chuolib-soumu-keiyaku@city.sapporo.jp

ウ 記載事項

- ・件名は「札幌市中央図書館1階アトリウムカフェ運営事業に関するご質問」としてください。
- ・本文には質問内容のほか、担当者名、事業所所在地及び電話番号を記載してください。

(2) 回答について

質問の回答について、令和8年10月28日(水)午後5時までにHPへ掲載いたします。

9 その他

(1) 応募に要する一切の費用は、すべて事業者負担とします。

(2) 提案者は、提案後、応募書類や仕様概要等の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

- (3) 事業者決定後においても、事業者の企画提案書等に重大又は悪質な瑕疵が認められた場合は、当該事業者の選定につきすでに決定した事項を取り消すことができるものとしてします。
- (4) 本要領について疑義が生じた場合は、本市の解釈によります。

【事務局・お問合せ先】

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課総務係 担当：岸(きし)、木村(きむら)
〒064-8516 札幌市中央区南22条西13丁目1-1
電話 011-512-7330 E-mail:chuolib-soumu-keiyaku@city.sapporo.jp